

そこに有る「十一年三月」の「卒業者数」の「第一部法律科」の「二九」と「第一部商科」の「三七」が、関西大学年史編纂室所蔵史料の「昭和十一年三月卒業見込者名簿」の「商科 参拾八名」「法律科 拾九名」に該当するものである。但し、「商科 参拾八名」「卒業見込者」中の一名が卒業出来ず「三七」名になったと判断される。その卒業出来なかった一名は、現段階では特定出来ない。

斯くの如く、発見した一次史料を厳密に史学理論に則り徹底して解析する事によって、甫て客観的な歴史像が明確となってくるのである。

(近畿大学名誉教授  
建学史料室特別研究員 荒木 康彦)

#### 第十一回(通算第二十回)勉強会

(令和元年六月七日)

#### 校史関係の学外史資料調査①

関西大学百年史編纂室所蔵「小野村胤敏氏関係 日本大学(大阪)専門学校 1」ファイルの中に「日本大学専門学校入学願書用紙」と題する刮目すべき史料を見出した。縦書きで、サイズは縦約二六・五センチ・横約一八・三センチである。

史学理論に則り、先ず、「来歴批判」であるが、当該ファイル収録の総ての史料は、前身の専門学校の校長等を務められた小野村胤敏先生の御子孫から関西大学関係者が採取したものであるから、当然、当該「日本大

学専門学校入学願書用紙」も「来歴」としては別段問題になる所は此無と判断される。

次に、「内的批判」については、先ず当該「日本大学専門学校入学願書用紙」が時期的には、何時頃のものであるかを詮索しなければならぬ。大正十四年に設立された「日本大学専門学校」は、平成二十九年三月二十七日の勉強会で報告した通り、発見した公文書に立脚すれば、昭和十四年三月三十一日に「日本大学大阪専門学校」への改称が認可されている。小野村胤敏先生は、平成三十年六月二十九日の勉強会で報告した通り、前掲の「小野村胤敏氏関係 日本大学(大阪)専門学校 1」ファイルで発見した史料に立脚すれば、昭和十年十一月に「日本大学専門学校校長」に就任されている。依つて、この「日本大学専門学校入学願書用紙」は昭和十年十一月以降昭和十四年三月迄のものであると、言える。

昭和戦前期の高等教育機関の「入学願書用紙」の現存例は寡聞にして之を知らず、斯かる意味からも、当該史料は恠に貴重であると謂うべきである。

内容的には種々指摘すべき点はあるが、先ず注目されるのは、「入学願」の文言が、この時期に於いても「私儀御校へ入学志願ニ付試験ノ上入学許可相成度此段及御願候也」という大時代的なものである点である。次に注目すべきは、「希望試験

場」欄に「大阪」と並んで「廣島」が挙げられている点である。平成三十一年三月二十日の勉強会で、前掲の「小野村胤敏氏関係 日本大学(大阪)専門学校 1」ファイル収録の「日本大学専門学校」昭和十一年三月卒業見込者名簿」の緻密な分析の結果、中途退学率が非常に高かった事、「卒業見込者」五十七名が、北海道出身者二名を例外とすれば、他は大略西日本の府県出身であり、当時の日本大学と所謂「棲み分け」していたと推測される事を報告した。斯かる状況下で、日本大学専門学校に就任した小野村胤敏先生が、同校の経営再建の戦略から、「試験場」を「大阪」以外に設けたと判断され、この時期の一般的状況からすれば、「廣島」は絶妙の選択である。と謂うのは、この時期に於いて、「廣島」は「軍都」と称されて最大の兵站拠点であり、それ故に「廣島」は海上交通や鉄道を中心とした陸上交通の要衝となっていたからである。

今後の研究課題としては、「廣島」の「試験場」が如何なる場所乃至学校に設けられたかを一次史料に依つて明らかにする事であり、それが果たされるならば、此処に取り上げた事は更に踏み込んだ考察になるであろう。

(近畿大学名誉教授  
建学史料室特別研究員 荒木 康彦)

#### 校史関係の学外史資料調査②

前身校の日本大学専門学校が大正十四年に設立された経緯に関して、採取し得た各種の一次史料に立脚して詳細且つ多角的に、既に報告しているのであるが、日本大学側が、その後、同専門学校をどのように位置付け、経営していこうとしていたかを示す、決定的に重要な一次史料を発見して解読したので、詳述したい。

学習院大学法学部・経済学部図書センター所蔵「山岡萬之助関係文書」に「大阪日本大学の財団法人化に關しての書類」という表題で収録されている史料(「山岡萬之助関係文書」での整理番号JG167)であり、この「書類」とは次の二点の史料から成るものである。

(1)表に「大阪財團決議 日本大学」と記された封筒(縦約二二・四センチ、横約九センチ)及び封入されている日本大学箋(縦約二八センチ、横約三九・九センチ)一枚の  
が用いられた毛筆書き文書である。

(2)表に「第80056號 昭和11年11月30日」・「公正證書 大阪財團決裁」とあり、裏には「大阪市南區八幡町九番地 公證人 竹井小野右衛門役場 電話南⑤一四七〇番・三四五七番」と印刷された封筒(縦約二二・七センチ、横約一六・七センチ)及び封入されている「公正證書」(表紙は縦約二八・七センチ、横約二〇・五センチで、中身は縦

約二十七・七センチ、横約十九・七センチの「大阪地方裁判所管内」「公證人役場」の用紙七丁)である。

(1)及び(2)の封筒の「大阪財團」の文字と(1)の文書の文字は同一人物によるものであり、来歴からも山岡萬之助先生の直筆と判断してよいと思われる。

(1)の文書の「起案」欄には「大正十五年九月」とだけ記入され、「理事」

|      |      |      |       |
|------|------|------|-------|
| 日本大學 | 理事總長 | 法學博士 | 平沼騏一郎 |
| 日本大學 | 理事學長 | 法學博士 | 山岡萬之助 |
| 日本大學 | 理事   | 法學博士 | 水野鍊太郎 |
| 日本大學 | 理事   | 法學博士 | 鈴木喜三郎 |
| 日本大學 | 理事   | 法學博士 | 川口義久  |
| 日本大學 | 理事   | 法學博士 | 荒川五郎  |
| 日本大學 | 理事   | 法學博士 | 佐々木文一 |
| 日本大學 | 理事   | 法學博士 | 鹽野季彦  |

また、日本大學校友會編『昭和三年六月現在 日本大學校友會會員名簿』(国立国会図書館デジタルコレクション)で、總長は平沼騏一郎、學長は山岡萬之助、理事は水野鍊太郎、鈴木喜三郎、川口義久、荒川五郎、佐々木文一、鹽野季彦となっている。

以上を勘案すれば、この決裁書にある花押は「鍊」と読めることから水野鍊太郎(一八六八―一九四九)によるもの、**平沼**印は平沼騏

欄には一人の花押「鍊」、五人の押印、即ち**平沼**・**山岡**・**鈴木**・**鹽野**・**義**がある。

『日本法政新誌』の「第二十二卷第一號(大正十四年一月號)」所収の「謹賀新年 日本大學」と題する年頭挨拶には、当時の日本大學の理事の氏名が、次のように挙げられている。

|   |
|---|
| 一郎(一九六七―一九五二)によるもの、 <b>山岡</b> 印は山岡萬之助(一八七六一―一九六八)によるもの、 <b>鈴木</b> 印は鈴木喜三郎(一八六七―一九四〇)によるもの、 <b>鹽野</b> 印は鹽野季彦(一八八〇―一九四九)によるもの、 <b>義</b> 印は川口義久(一八七九―一九四五)によるものであるうと判断して、大過ないであろう。 |
| この文書の解読結果は、次に掲げる通りである。  |

支相償フ状況ニ在リ然ル處諸設備ハ未タ完成セサルハ勿論明年度ハ新ニ中學ヲ設立スル豫定ニシテ夫々特志家ノ寄附勧誘中ニ有之其ノ為寄附者ヲ財團ノ関係者ト為スノ必要ヲ認ムレトモ之ヲ直ニ本大學ノ維持員又ハ評議員ト為スハ適當ニ無之依テ財團ヲ獨立セシメテ之カ関係者ト為シ以テ相當ノ力ヲ好シテ盡力セシムルヲ可ナリトス加フニ將來大阪日本大學ノ財政ニ支障ヲ生シ欠損ヲ生スル事ナシト謂フヘカラサルヲ以テ斯ル場合ニ墨ヲ本學ニ及ホス患ヲ避ケ百年ノ計ヲ樹ツルノ要アリ旁財團ヲ別異ニスルヲ適當トス但本學トハ常ニ聯絡ヲ保ツ為メ經理上理事一名ハ日本大學理事ヲ以テシ教務上ニハ總長及學長ヲ大阪専門學校長ノ上ニ冠セシメ以テ兩者ノ関係ヲ保持セントス依テ右案ノ通決定可致候

大阪日本大學ヲ獨立ノ財團ト為スタメ文部大臣ニ申請ノ手續ヲ為ス事

ここでは、設立直後の「大阪日本大學」、即ち日本大學専門學校に対する山岡萬之助先生を中心とする当時の日本大學側の冷徹な経営・運営方針が明確に述べられており、その要点は次の様になる。

(i)「特志家ノ寄附勧誘」によつて専門學校は設立済で中學校は設立予定であるが、「寄附者ヲ財團ノ関係者」とする必要があるが、「本大學」の「維持員」や「評議員」とするのは「適當」ではない。

(ii)獨立した「財團」に為して、斯かる「寄附者」をその「関係者」として力を發揮せしめるべきである。

(iii)将来的に「大阪日本大學ノ財政」に「支障」や「欠損」を生じる恐れが考えられるので、「墨」が「本學」に及ばないように別の「財團」にすべきである。

(iv)「經理」の面では「大阪専門學校」の「理事一名ハ日本大學理事」を充て、「教務」の面では日本大學「總長及學長」を「大阪専門學校長」の「上ニ冠セシメ」兩者ノ関係ヲ保持するものとする。

ここで、殊に重要なのは、(i)にある「寄附者」とは、国立公文書館所蔵『大阪専門學校 大阪 第5の1冊』の第一文書である同校設立認可申請書添付書類にある、「校舎建設費」として「参万七千圓」を寄付した「大阪市西區土佐堀通壹丁目八番地 深川重義」が、先ずもって考えられる事であろう。

次に(2)の「公正證書 大阪財團決裁」の内容であるが、その冒頭部には、次の様に記されている。

大阪日本大學ハ日本大學財團ノ一部トシテ經營シ  
現今法科政治科商科ヲ有シ經濟ヲ獨立シ大體収

第八萬五拾六號

教育ヲ目的トスル財團法人設立ノ爲メニ  
スル財産移轉ニ關スル契約公正證書謄本  
昭和拾壹年拾壹月參拾日大阪地方裁判所々属  
大阪市南區八幡町九番地公證人竹井小野右衛  
門役場ニ於テ本證末記當事者間ノ契約ニ付キ  
本職ハ證書作成ノ囑託ヲ受ケ其聴取シタル陳  
述ヲ録取スル事左ノ如シ

昭和二十四年十二月十五日公布の  
法律第二百七十號「私立学校法」(「官  
報」号外「第四百四十四號」昭和二十  
四年十二月十五日発行に掲載)の「附  
則第三項の規定」により「財団法人」  
の私立学校が「組織を変更」して「学  
校法人」となる事を認可されるまで  
は(昭和二十六年四月十八日の「文  
部省告示第十一号」昭和二十六年四  
月十八日発行「官報」第七千二百八  
十号掲載)、私立学校は財団法人に

よつて設立・運営されたのである。  
従つて「昭和11年11月30日」作成の  
この「公正證書」の表題に「教育ヲ  
目的トスル財團法人設立ノ爲メニス  
ル財産移轉ニ關スル契約」とされて  
いるのは、その謂いである。  
そして、「当事者」から「聴取シ  
タル陳述」を「録取」したものとし  
て、次の様な三ヶ條から成る「本旨」  
が記されている。

事實ヲ承認ノ上之カ所有權其他ノ財産權ノ移  
轉並ニ占有ノ引渡ヲ受ケ今後遲滞ナク右財産  
ヲ基礎トシテ其目的ニ副フ財團法人設立ノ寄  
附行爲ヲ爲シ以テ之カ認可申請ノ手續ヲ執ル  
モノトス

「第參條」は「本契約ニヨリ移轉  
スヘキ財産權左ノ如シ」と定められ、  
「第壹 土地」は「大阪府中河内郡  
彌刀村大字小若江」の「小計拾四筆  
五千五拾四坪」、「同府同郡小阪町  
大字上小阪」の拾五筆「小計壹千貳  
拾坪」の「總計六千七拾四坪」が列  
挙されている。第貳 建物」は「右  
敷地上ニ建設在之」として、「建坪  
延參百參坪」の「鐵筋コンクリート  
參階建校舎壹棟」、「建坪延百五拾坪」

の「木造瓦葺貳階建校舎壹棟」、「建  
坪貳百六拾七坪」の「木造瓦葺平建  
校舎壹棟」、「建坪壹百坪」の「木造  
瓦葺平建講堂壹棟」、「建坪延百拾參  
坪五合八勺」の「鐵筋コンクリート  
造參階建校舎壹棟」、「建坪拾坪五合」  
の「木造スレート瓦平屋建校舎附属  
便所」が列挙され、更に「右建物内  
外ニ備附在之什器々具等ノ備品壹切  
有姿ノマヽ」とされている。

そして、「本旨外ノ事項」として「當事者」が、次の如く記されている。

東京市神田區三崎町貳丁目參拾貳  
番地  
當事者 日本大學

同所同番地大學總長  
同大學代表者理事

山岡 萬之助  
明治九年四月拾壹日生  
大阪市西區土佐堀通壹丁目八番地  
中學校長  
右代理人 深川 重義

明治拾五年七月四日生  
同市東區博勞町貳丁目六拾八番地  
專門學校長  
當事者 小野 村胤敏

明治參拾年九月拾貳日生

第壹條 當事者日本大學代表者理事山岡萬之  
助ハ大阪日本大學學園ハ其創設ニ當リ全ク獨  
立ノ計算ヲ以テ設立シ日本大學財團ヨリ別段  
ノ援助ヲ受ケサルモノニシテ将来獨立財團ト  
爲スヘク茲ニ理事會ニ於テ決議シ更ニ該決議  
ニ基キ其手續ヲ執ルヘキ決議ヲ昭和拾壹年拾  
壹月貳拾日理事會ニ於テ爲シタリ  
依テ財團法人日本大學ハ大阪日本大學學園ニ  
屬スル第參條記載ノ財産全部ヲ分離シ新ニ教  
育ヲ目的トスル財團法人設立ノ爲メ本日其所  
有權其他ノ財産權ヲ日本大學專門學校長ニシ  
テ大阪日本大學學園管理者タル小野村胤敏ニ  
移轉シ且占有ノ引渡ヲ了シタリ  
第貳條 日本大學專門學校長ニシテ大阪日本  
大學學園管理者タル當事者小野村胤敏ハ前條

そして、この「公正證書」の末尾には次の様に記されている。

右列席者ニ讀聞カセタル處一同之ヲ承認シ各  
自左ニ署名捺印ス

深川重義 ㊟  
小野村胤敏 ㊟

本證書ハ昭和拾壹年拾壹月參拾日法定ノ方式  
ニ從ヒテ作成ス依テ左ニ署名捺印スルモノ也

大阪地方裁判所々属  
大阪市南區八幡町九番地  
公證人 竹井小野右衛門 ㊟

日本大學「總長」「代表者理事」  
山岡萬之助(その「代理人」で「中  
學校長」の深川重義)と「専門學校長」  
小野村胤敏を「當事者」とする「教  
育ヲ目的トスル財團法人設立ノ爲メ  
ニスル財産移轉ニ關スル契約」の内  
容は、纏め直すと次の様になるう。

「昭和拾壹年拾壹月貳拾日」の日本  
大學の「理事会」決議に從つて、「當  
事者日本大學代表者理事山岡萬之助」  
は、独立経営の財團法人「大阪日本  
大學學園」の「創設」の為に、大阪  
日本大學學園に属する「全財産」を  
「日本大學専門學校長ニシテ大阪日本  
大學學園管理者タル小野村胤敏ニ移  
轉シ且占有ノ引渡」を為し、「日本大  
學専門學校長ニシテ大阪日本大學學  
園管理者タル當事者小野村胤敏」は  
それを「承認ノ上之カ所有權其他ノ  
財産權ノ移轉並ニ占有ノ引渡ヲ受ケ」  
てそれに基く「財團法人設立ノ寄附  
行爲」をして「認可申請ノ手續ヲ執  
行」ことにする。そして、当該財團  
法人設立の為に「當事者日本大學代

表者理事山岡萬之助」から「日本大  
學専門學校長ニシテ大阪日本大學學  
園管理者タル當事者小野村胤敏」が

「所有權」「財産權」の「移轉」「占有  
ノ引渡」を受ける「全財産」として  
は、「大阪府中河内郡彌刀村大字小若  
江」の「小計拾四筆 五千五拾四坪」、  
「同府同郡小阪町大字上小阪」の拾五  
筆「小計壹千貳拾坪」の「總計六千  
七拾四坪」の「土地」、そこに建設さ  
れている「鐵筋コンクリート」校舎  
貳棟、「木造瓦葺」校舎貳棟、「木造瓦  
葺」講堂壹棟、「木造スレート瓦平屋  
建校舎附属便所」が列挙され、更に  
「備附在之什器々具等ノ備品壹切」と  
されている。そして、この「公正證書」  
の末尾には、「列席」及び「承認」し  
たととして、深川重義と小野村胤敏が  
署名・捺印している事からも、實際  
にはこの両者がこの「證書作成」の  
為に「陳述」したと判断される。

以上から判明するのは、山岡萬之  
助先生を経営上の中心とした日本大  
學側は日本大學専門學校設立直後の

大正十五年には、同大學に財政的ダ  
メージ及ばないように、「大阪日本  
大學財團」として一定のコントロー  
ルの元に独立的に経営せしめる方針  
を固めており、昭和十一年に財團法  
人の「創設」の為に同校の新校長小  
野村胤敏先生に「大阪日本大學學園」  
に属する「財産全部」の「所有權其  
ノ他財産權」の移轉をしたという事  
であるう。それが昭和十一年に行わ  
れたのは、前回の報告から明白な如  
く同専門學校の設立時からの榊原坤  
作先生とその協力者深川重義の運営  
がこの当時に行き詰り、財政支援(国  
立公文書館所蔵「大阪専門學校 大  
阪 第5の2冊」の第二文書「日本  
大學専門學校校舎増築認可」附属文  
書によれば、「日本大學専門學校校  
舎建設資金」としての「貳萬圓(寄附)  
した小野村胤敏先生が同専門學校校  
長に就任した時期だからである。そ  
して、昭和十一年十一月十二日発行  
の『官報』第二千九百六十號掲載の  
「文部省告示第三百五十號」(昭和十  
一年十一月十二日)に「大阪府中河  
内郡彌刀村ニ設置セル日本大學大阪  
中學校ノ位置ヲ昭和十一年十一月ヨ  
リ大阪府大阪市東淀川區ニ変更ノ件  
昭和十一年十一月十日認可セリ」と  
ある様に、深川重義が事実上創設し  
て校長を務めていた日本大學大阪中  
學校が移轉した事も、前述の事と関  
連しているのは、此処で今更喋々と  
謂うを俟たない。

(近畿大学名誉教授  
建学史料室特別研究員 荒木 康彦)

追記

本報告で掲げている『官報』は何  
れも国立国会図書館デジタルコレク  
ションで閲覧して利用した。

近畿大学関係者のみは「先生」と  
したが、それ以外の人士については  
敬称を省いているので、この点は諒  
とされたい。

学外訪問調査

学校法人西南学院

西南学院史資料センターでの  
聞き取り調査報告

本研究プロジェクトで実施してい  
る各地のアーカイヴズの訪問調査と  
して、二〇一八年八月三〇日に西南  
学院史資料センター(以下、資料セ  
ンター)にて聞き取り調査を行った。  
調査には資料センター事務室長であ  
る前田誠史氏(調査当時)と同調査  
役の篠田裕俊氏(調査当時)、同主  
幹の世戸口尚英氏にご協力いただい  
た。また、調査担当は教職教育部の  
富岡勝教授と九州短期大学の三木一  
司准教授(共に建学史料室研究員)、  
建学史料室室員(調査当時)の木村  
道子、そして報告者の四名であった。  
調査内容は資料センターの設立経緯  
と組織形態、活動内容を中心とし、  
その他については聞き取りを行う中  
で随時何うという形式で行った。  
西南学院は米国南部バプテスト派  
宣教師のC. K. ドージャーが創立  
者となり、一九一六年に福岡市初の